

財務省行政事業レビュー（公開プロセス）会議録

日 時：令和 6 年 6 月 11 日（火）13:57～15:17

場 所：財務省 4 階第 1 会議室（西 456）

対 象 事 業：埠頭監視カメラ整備等経費

外部有識者：デービッド・アトキンソン（株式会社小西美術工藝社代表取締役社長）

上村 敏之（教授：関西学院大学経済学部）

尾花 眞理子（弁護士：モリソン・フォースター法律事務所）

梶川 融（公認会計士：太陽有限責任監査法人会長）

河村 小百合（株式会社日本総合研究所調査部主席研究員）

持永 勇一（教授：早稲田大学大学院会計研究科）

（敬称略）

午後 1 時 57 分 開会

○堀田審議官 それでは、少し時間は早いですが、皆様お揃いですので始めさせていただきます。

ただいまから財務省行政事業レビュー公開プロセスを開催させていただきます。外部有識者の皆様にはお忙しいところ御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日の公開プロセスの開催に当たりまして、進行役を務めさせていただきます財務省行政事業レビュー推進チーム統括責任者代理の大臣官房審議官、堀田でございます。

初めに、開催に当たりまして、進藤大臣政務官から御挨拶を申し上げます。進藤大臣政務官、よろしくお願いいたします。

○進藤大臣政務官 財務大臣政務官の進藤金日子でございます。財務省行政事業レビュー公開プロセスの開催に当たりまして御挨拶申し上げます。

行政事業レビューにつきましては、各府省自らが外部有識者の方々の御意見を拝聴しながら E B P M の手法等を用いて事業の進捗や効果について成果目標に照らした点検を行い、事業の改善・見直しや予算編成過程での積極的な活用につなげていくこととしております。

本日の公開プロセスにおきましては、先の外部有識者会合において選定された埠頭監視カメラ整備等経費につきまして御議論いただき、外部有識者の皆様からの忌憚のない御意見を頂戴できればと存じているところでございます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○堀田審議官 ありがとうございます。

続きまして、外部有識者の皆様を御紹介させていただきます。

太陽有限責任監査法人会長の梶川融様でございます。なお、梶川様には本日のとりまとめ役をお願いしております。

株式会社小西美術工藝社代表取締役社長のデービッド・アトキンソン様でございます。

関西学院大学経済学部教授の上村敏之様でございます。

モリソン・フォースター法律事務所弁護士の尾花眞理子様でございます。

株式会社日本総合研究所調査部主席研究員の河村小百合様でございます。

早稲田大学大学院会計研究科教授の持永勇一様でございます。

皆様、どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日の公開プロセス対象事業は、外部有識者会合を経て決定されました埠頭監視カメラ整備等経費としております。

ここで、本日の公開プロセスの流れにつきまして、簡単に御説明させていただきます。まず事業概要について関税局から御説明いたします。次に、私から事業の論点について御説明いたします。その後、皆様での質疑、議論とさせていただきます。質疑、議論はおおむね45分程度を予定しております。議論の流れによりましては若干の延長や短縮もあり得ますので、御承知おきください。

質疑、議論の終了予定時間の10分前を目安といたしまして、私から外部有識者の皆様方にコメントシートの御入力を始めていただきますよう御案内させていただきます。外部有識者の皆様には、EBPMの観点から事業の課題や問題点、適切な指標設定の方向性等について、具体的に御入力いただきますようお願いいたします。コメントシートの入力の際は、机上のノートパソコンにワード様式を格納しておりまして、ファイルを開いた状態にしておりますので、そちらに御入力いただきますようお願いいたします。もちろん御議論いただきながら入力いただくということでも結構でございます。質疑、議論が終了後、コメントのとりまとめを行いますので、事務局がコメントシートの電子媒体を回収させていただきます。コメントシートの入力がお済みになりましたら、お席の後ろにおります事務局の者にお知らせくださいますようお願い申し上げます。

なお、質疑、議論の終了後、外部有識者の皆様には、お一人2分程度で御自身のコメントを発表していただきたいと存じます。その後、とりまとめ役の梶川委員から、とりまと

めコメントの案を発表していただきます。外部有識者の皆様には、とりまとめコメントの案に対して御意見がございましたら述べていただければと存じます。

なお、コメントシートに御入力いただきましたコメント、とりまとめコメント、それから本日の議事録は、後日、財務省ホームページで公表させていただきますので、御承知おきくださいますようお願い申し上げます。

以上が一連の流れでございます。

また、御発言される際には、お手数ですが、お手元のマイクにスイッチがございますので、スイッチを押していただき、緑のランプがつきましてから御発言ください。また、御発言が終わりましたらスイッチを切っていただくようお願いいたします。

なお、本日の会議ではパソコンを使用しながら御説明させていただきます。机上のディスプレイにスクリーンと同様の内容を説明に沿って事務局側で操作、表示をいたします。机上のノートパソコンにも同じ資料を表示しております。こちらは御自身で自由に操作できるようになっております。

それでは、埠頭監視カメラ整備等経費について、関税局より御説明させていただきます。説明は10分以内をお願いいたします。

○馬場監視課長 関税局監視課長の馬場と申します。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

私より埠頭監視カメラ事業の概要について、ポイントを絞って御説明させていただきます。まず資料2ページ目を御覧ください。

私ども税関の3つの使命といたしまして、安全・安心な社会の実現、適正かつ公平な関税等の賦課徴収、貿易円滑化の推進を掲げており、税関は日々取り組んでおります。

続きまして、税関を取り巻く現状を御説明させていただきます。令和5年の税関による不正薬物全体の押収量は約2,406キログラムとなっており、8年連続で1トンを超え、過去2番目を記録しており、日本をターゲットとした不正薬物の密輸は極めて深刻な状況にあります。

3ページを御覧ください。令和5年の覚醒剤の取締り状況になります。密輸形態別の摘発件数と押収量の推移をグラフで示しており、海上貨物や船員等からの密輸につきましては1回の密輸の量が非常に多くなっており、令和5年の海上貨物の摘発件数は6件で押収量は約949キログラムとなっております。

資料4ページを御覧ください。こちらは税関での主な摘発の事例につきまして、海上貨

物の事案を中心に御紹介させていただいております。時間の関係上、詳細は割愛させていただきます。

資料5ページを御覧ください。埠頭監視カメラの事業概要について御説明いたします。まず税関の水際取締りのイメージについて、資料に基づき御紹介いたします。海の港においては船舶が入港、着岸し、貨物を取り卸され、そしてヤードにコンテナなどが外国貨物として蔵置されます。その後、貨物は税関の許可を得て国内に流通されることになりますが、その許可まで、つまり港から貨物が置かれているエリアまで税関の管理下、コントロール下に置かれます。税関はここで不正薬物などが国内に流入しないように取締りを行っております。

税関の取締りは港を点ではなく、広く面で捉える必要があります。埠頭監視カメラはこの点、大いに役立っております。不正薬物や銃砲等の社会悪物品やテロ関連物品等の密輸リスクの高い要注意地域を仕出地とする船舶の入港実績が多い港等へ配備し、貨物の積卸し状況、乗組員や訪船者の乗下船及び物品の授受等の動向把握を効果的かつ効率的に実施するため、平成7年から活用しているところでございます。

続きまして、論点部分の御説明に関し、行政事業レビューを基にロジックモデルについて御説明させていただきます。資料、飛びますが、14ページを御覧ください。

まずインプットといたしまして、埠頭監視カメラに係る予算となります。本装置は機器のリース料のほか、回線使用料や電気代などの維持管理経費等を計上しております。令和6年度においては約21億6,000万円になります。

次に、資料15ページを御覧ください。アクティビティからアウトカムへの効果発現経路を記載しております。アクティビティといたしましては、本装置を活用するための整備、維持管理としております。アウトプットについては、機器の計画的かつ効果的・効率的な配備・活用に努めるものとして埠頭監視カメラの設置台数及び埠頭監視カメラの視認範囲、バースの数を設定しているところでございます。短期アウトカムにつきましては、埠頭監視カメラを活用したことによる非違発見件数について、前年より向上させるという目標を設定しております。長期アウトカムにつきましては、不正薬物のうち覚醒剤について国内全押収量に占める水際押収量の割合を指標といたしまして、過去5年の平均より増加させることを目標として設定しているところでございます。

次に、資料6ページにお戻りいただきますようお願いいたします。

まず論点1につきましては、「アウトカムに係る各指標について、本事業の効果を検証

する観点から適切なものとなっているか」になっております。本事業に係る活動状況の効果の検知ができるように、短期アウトカムでは非違発見件数を、長期アウトカムでは覚醒剤の国内全押収量に占める水際押収量の割合を指標に設定しております。当該指標を設定することにより、税関の使命である「安全・安心な社会の実現」などを目指すといった目的意識のもとに取り組んでいるところでございます。

論点2につきまして、「埠頭監視カメラを効果的・効率的に配備し、水際取締りに活用できているか」になっております。配備につきましては、様々な情報を活用し、適切に密輸リスクを分析し、密輸リスクの高い要注意地域を仕出地とする船舶の入港実績が多い港などへの配備を進めているところでございます。その上で、監視司令室における複数岸壁の集中一元監視や機動班との連携による検問・検査などに活用しているところでございます。

なお、適正配備に加え、可能な限り再リースを活用することや設置場所に応じた多彩なスペックのカメラを導入することにより過剰スペックを排除する取組を行っており、取締りレベルを維持しつつ、コスト削減にも努めることとしております。

7ページでございますが、こちらは政策評価との関係について記載しており、埠頭監視カメラを活用することにより社会悪物品等の密輸阻止に取り組むこととしております。

8ページ以降につきましては、関税局、税関で取り組んでおりますスマート税関の実現に向けたアクションプラン2022に係る資料のうち、先端技術を活用した水際取締りに係る取組を抜粋しておりますので、御参考にしていただければと思います。

私からの説明は以上になります。

○堀田審議官 続きまして、私から論点を御説明いたします。お手数ですが、資料の一番最後、34ページを御覧ください。まず論点1としまして「アウトカムに係る各指標について、本事業の効果を検証する観点から適切なものとなっているか」、論点2としまして「埠頭監視カメラを効果的・効率的に配備し、水際取締りに活用できているか」、以上2つの論点について御議論いただければと存じます。

それでは、質疑、議論に入らせていただきます。質疑、議論はコメントシートへの記入時間と合わせまして、ただいまから45分程度とさせていただきます。御質問などございましたら、どなたからでも結構でございますが、いかがでございましょうか。

○尾花委員 ウェブサイトを拝見しますと、埠頭や海岸に海上保安庁や港湾を持つ地方自治体もカメラを設置しており、海上保安庁などは特にライブカメラで70か所か80か所をウ

ェブサイトで撮影してライブで開示している状態にあるように思われました。国民の目線からしますと、各省庁が個々に持っている視認できる資源を共同で使っていただけるのがいいのではないかと単純に思うのですが、その辺りはいかがでしょうか。

○馬場監視課長 尾花委員、ありがとうございます。海上保安庁が設置しているライブカメラにつきましては、漁業を営む方やマリンレジャー愛好家の方々に対して、灯台などで観測した局地的な気象・海象の現状等が把握できるように、海の安全情報としてリアルタイムで提供されていると承知しております。一方、税関の埠頭監視カメラにつきましては、埠頭に着岸した外国貿易船やヤードに蔵置されたコンテナ等の貨物や船員といった人の動向を監視することを主たる目的で設置されているところでございます。海上保安庁が設置しているライブカメラと税関の埠頭監視カメラでは見る対象がまず異なるというところが1点あるかと思えます。

さらには、税関における取締りにおいては、必要になる機能が十分備わっているのかというところですが、ややそういった点が見受けられないことから、税関において即座に有効に活用できるかについては慎重に検討していく必要があるのではないかと考えております。ただ、一方で海上保安庁とは不審な事象、こういったカメラも含む形になるかと思いますが、察知した際には必要に応じて相互に情報提供を行うなど連携を強化しております。水際における取締り強化を図ってきているところでございます。

○尾花委員 機械の精度及び目的が違うので、なかなかすぐに協働しては難しいというお考えと承りました。ただ、以前の御説明でもあったとおり、開港上だけでなく、不開港についてもバースというか、視認範囲を広げて、埠頭監視カメラで監視されているようであり、特にそういうところは海上保安庁の持っているライブカメラとの協働が有効になるのではないかと考えますので、御説明いただいたとおり協力を続けていただければと考えます。漁業の方も特別地方自治体としてカメラを配備されているので、特に税関のカメラが不調な場合とかの代替手段とか、ハッキングされた場合の代替手段として連携をとっていただくのはいいのかなと感じています。ありがとうございます。

○持永委員 御説明ありがとうございました。尾花委員の御質問に併せてですけれども、6ページで、効果を検証する観点から適切なものであるかという形で2つ御説明いただいた中の一番下になるのですけれども、多彩なスペックのカメラの導入で過剰スペック（の排除）という話がありました。ここで2つありまして、尾花委員が御説明されたような話で、高解像、高倍率という形で多分スペック等も結構いいものを使っておられると思うの

ですけれども、その中で再リースの話がありました。これは通常のリース料よりも再リースのときに、非常に安い再リース料で利用できることをうまく活用しておられると思うのですけれども、それから28ページ、撤去だけではなくて移設もございます。これを2つ組み合わせますと、当初ハイスペックのものを一番リスクが高く入港実績が多い港に設置をする、再リースを使いながら移設をするですとか、その意味ではできるだけ高いスペックのものを各省で共通に使えるようにする、そのことによって非違の発見を高めていくということもあろうかと思うのですけれども、その意味では過剰スペックを排除しながら、要はコストを削減しながらという話と再リース、それから28ページの移設とあったものですから、この辺りの全体的な今の対応状況について教えていただけますでしょうか。

○馬場監視課長 持永委員、ありがとうございます。まず考え方でございますけれども、高スペックというものは望遠の機能とか、いろいろな機能が備わっているものではございますが、港の特性からいくといろいろな障害物とかが考えられるかと思います。多彩なスペックをとすることは、高スペックを全てに設置していても、もともと死角で見えないようなところは高スペックでカバーするわけではなくて、そういう意味では設置場所とか状況に応じて、スペックを落とした安価なカメラ機能を組み合わせることによって視認範囲を広げていくという考え方でおりまして、どちらかというが高スペックと低いスペックのものを組み合わせながら配備をしていくという考え方になっております。

それから、再リースをとすることはおっしゃるとおりで、基本的には5年が耐用年数で、税関においては6年を設置期間としているところですが、機種によってはまだ使えるかもしれないというものを見極めて、不良の状況とかがなければ、そのままのものを再リースする形で安く継続、使えるものならしていこうというものを見極めながらやっていくという形になります。

最後に、移設という点でございますけれども、移設に対してもコストがかかる場所がございますので、更新のタイミングに必要な場所も確認しながら設置している、いろいろなことを組み合わせながら、状況に応じて、特にリスクを勘案しながら配備ということを考えているところでございます。

○上村委員 関西学院大学の上村です。御説明ありがとうございます。資料の5ページによると、不正薬物の摘発件数は増加というか、なかなか減らないということが確認できます。埠頭監視カメラは、水際の摘発とか抑止力として機能していると考えられますが、私からはアウトカムに関する意見を述べたいと思います。要は監視カメラの数が適正なのか、

さらに言えば、監視カメラを効果的に使っているのかどうかということです。私が提出した資料を御覧いただければと思います。

埠頭カメラによる非違発見件数が短期アウトカムとして挙げられています。埠頭カメラを追加的に設置したときに、追加の監視カメラに対する限界的な効果、非違発見件数が増えているかどうかということですが、それが増えているのか、一定なのか、減っているのか、3つの局面があると思います。現状はどの局面になっているかということですが、事前勉強会を終えた後に事務局より埠頭監視カメラの設置台数と非違発見件数のデータを提出していただきました。

まず単純に散布図を書いたのが図1です。特に相関関係は見られません。次に、このデータの変化、差分を計算して散布図を書いたのが図2です。監視カメラの台数ですけれども、このように増加することもあるれば、減少することもある過去あったのですが、台数の増減は発見件数の増減とプラスの相関関係にあることが確認できます。直近の4年間については全てのデータが第1象限にあります。つまり原点から右上の象限に位置していることも確認しています。ただ、カメラは1年のうちいつの時点で設置されたのかのデータが分からないので、4月に設置されたかもしれないし、12月かもしれません。ですので、1年のラグを考えて散布図を描いてみたのが図4です。

次のページです。ラグをとって書いたのが図4です。こちらも正の相関があるように思えます。また、先ほどと同様に直近4年間のデータは全て第1象限にあることも確認しています。ですので、現時点においてはカメラの台数の変化と発見件数の変化には正の相関関係があって、これが因果関係なのかどうかということが問題ですが、それを仮定すると、カメラ台数を限界的に出したときに限界的に発見件数が増えると考えられます。もちろんこの発見件数は、カメラの台数の設置だけでは決まっていないと思いますので、他の要因も大きく関係していますので、ここの分析は非常に単純だと思っています。

不正薬物は非常にいろいろなルートで入ってきているので、特に港湾エリアに持ち込まれる不正薬物が今後も増加するのだったら、今後カメラの台数を増やすということは必要があるかと思います。ただし、追加的に台数を増やせば増やすほど、その効果は落ちていきます。港湾エリアは無限に広いわけではありませんし、一定の広さの制限の中でカメラの台数を設置していると思われますので、持ち込みが増加するとしてもカメラの台数の効果はどこかで頭打ちになります。ですので、限界的に追加したカメラがどのように非違発見件数に寄与しているのかということについて常時チェックする必要があるのではないかと

と思いました。

以上が短期アウトカムについての意見です。長期アウトカムについては、時間があればコメントしたいと思います。

○馬場監視課長 上村委員、ありがとうございます。埠頭監視カメラの設置台数と非違発見件数に関して、相関関係、特に増加分について分析を行っていただきまして、誠にありがとうございます。このように統計の分析、多分いろいろな要因がほかにもあるかなというところはございまして、増やせば増やすほどいいのか、これまでは一概にはいえないのではないかと考えておったところではございますけれども、委員の御指摘も踏まえまして今後の検討にも活かしていきたいと考えております。

○河村委員 御説明くださってありがとうございます。このお仕事、私たち一般の国民がよく知らなかったりしますけれども、非常に大事なお仕事で、重要な役割を果たして下さっていると思います。私からは事業の設定、予算を取るときの設定の仕方と、それからEBPMの観点、評価の関係でちょっとお尋ねしたいと思うのですが、この水際での取締り、非常に大事だと思うのですが、埠頭監視カメラだけでやっているわけでは全然ないですね。前も公開プロセスの対象事業に挙げたことがあるような大型X線の検査装置であったり、ほかにもいろいろおありになると思います。あと、今日参考資料でもお示し下さっていますけれども、今どきの時代、固定して設備として置いておく埠頭監視カメラとかだけではなくて、ドローンを飛ばして空中からいろいろな写真とかが撮れてしまう時代ですし、そういうところをどう使っていくのか、既に参考資料でお示し下さったようにいろいろ御検討されたり、やったださっているとは思いますが、いろいろなやり方があり得ると。その中で、この埠頭監視カメラだけを取り出して、これによる非違発見の件数が増えたかどうかだけでアウトカムをとっていくことで果たしていいのかなと思います。抑止効果ということももしかしたらあるかもしれませんが、これではなくて、ほかのところで結構うまく見つけられてというか、発見できてということであれば、それで国全体としての目的は達成されるのではないかと思いますし、何をお尋ね申し上げたいかといいますと、この事業、1995年からなされていて、伺うところによると、設備ごとに事業を設定して予算を取っていらっしゃるのですかね。これまではこういうやり方でやっていらしたと思うのですが、今回この夏の公開プロセスで概算要求に向けてのという時期での会議ですので、ちょっとお尋ねさせていただきたいのですが、発想を変えてというか、EBPMの観点からすると、埠頭監視カメラだけでやって効果が

分かるものではないと思います。いろいろなアプローチがあって、全体としてどれだけアウトカムに向けて効果が得られているのかということを把握する必要もありますよね。そういうことを考えると、もう少し大きくくりに事業の設定を水際取締り対策の経費ということにして、その中に、かつての行政事業レビューシートですとセグメントシートという考え方があって、今もあるのかどうか分からないのですが、そういう考え方ができるのであれば、セグメントの中に1つ、埠頭監視カメラを入れて、その中で個々のアウトカムとかも把握しながら、全体として水際取締りの強化がどれだけでできてきているのかということ把握するような、そういう予算の要求の仕方をするとう全体の効果も分かりますし、あとは予算がすごく限られ、財政制約が厳しい中で、今どきの時代、この埠頭監視カメラにどれだけのお金を投入していくことがいいのか、それとも例えばドローンとかでやれば、もっと経費が少なくて効率的に取り締まれることがもし分かるなら、そちらの方に予算シフトしていく方がいいのかもしれないし、そういうところの予算の組み替えとかも年度ごとに柔軟にできるのではないのかなと思うのですが、現実的にそういったことがおできになるのかどうかとか、お考えをお伺いできればと思います。

○奈良井総務課長 関税局の総務課長の奈良井でございます。河村委員、御意見ありがとうございます。委員が御指摘のように、取締りについては様々な手法を組み合わせで用いております。そういった意味では個々の機器ごとの成果といいますか、直接的な効果の測定は難しい面があることも、御指摘のとおりのものでございます。行政事業レビューの単位でいいますと、委員からも御指摘いただいたとおり、この取組が始まった当初から予算の仕組みといいますか、予算の組み方も踏まえまして、ある一定規模のものをまとめてという形で、その機器ごとに区分をして予算要求を行っていることも踏まえまして、そういった予算上の整理に応じた事業単位でレビューシートを作り、その単位としているところがございます。また、資料7ページで政策評価との関係を示してございますが、政策評価で言えば、社会悪物品等の密輸阻止という大きなくりの中にあることもございます。そういう中で、事業をどういう単位で整理するかについては、行政事業レビューシートをどういうふうにより予算編成過程の中で利用されるかという査定側の整理もあろうかと思ひますし、また、政策評価との関係の整理も必要かなと考えるところがござひますので、今の御指摘も踏まえて関係部署とも調整しながら検討してまいりたいと考へます。ありがとうございます。

○梶川委員 河村委員がおっしゃられたこととほぼ重複するのでござひますけれども、不

正薬物全体を社会からどのように排除していくかという対策自身は、社会全体で非常に大きな問題だと思うのですが、これ自身、各省庁がおやりになっている各対策を全体像として、これは政策効果のお話になってしまうのかも、この事業レビューとはちょっと観点がずれてしまうのですが、全体の対策の連携によって初めてその効果を測定できるということだと思いますので、そういった形の社会統計的なエビデンスの中で対策事業全体の効果を測定していけるように、こういう機会に御検討をしていただければと。これは今の埠頭監視カメラを管轄されている部署にお話しするのは、ちょっと無理だよねということだと思うのですが、せっかくこういう機会ですので、より広い範囲で政策事業を御検討いただければと思います。コメントでございます。

○アトキンソン委員 今の話に関連します、また重複しますがけれども、行政事業レビューの仕組みに問題があると考えています。いろいろな戦略、国策の中で縦割り行政という問題で、この事業は財務省でやって、似ているような事業とか関係する事業が他の省庁にあります。本来であれば、今日はこの事業だけをレビューするということではなくて、他に関連している事業を同時にやるべきものであって、総括的に考えるということだと思いますので、大きな話かもしれませんが、国策は別に縦割りではないので、各省庁に割り振ったときに縦割りになったからといって行政事業そのものは別に縦割りでやる必要があるとは思えませんので、行政事業レビューそのものの在り方を検討していただきたいと思います。今日のレビューとはあまり関係ないかもしれません。

そこで関係した内容としまして、事前勉強会のときに申し上げたとおりで、短期アウトカムで見えますと、2024年度の成果目標、非違発見116件と書いてありますけれども、EBPM上では、この数にどこまでの統計的な根拠、または研究に基づいた根拠があるのかということが非常に疑問といいますか、根拠があるとは思えないところがポイントになると思います。本来であれば、他の省庁が行っている総括的な国策の中に財務省の事業として何件発見するべきものなのかという根拠がもともとあって、それに対して何件ができているのかということを目指すべきだと思いますけれども、116件なのか、120件なのか、本来は500件なのか、300件なのか。今の目標に客観性があるとは思えません。今までは何件だったのか、今年は何件にするのかという話であると同時に、多分予算から来ているということもあり得ると思いますけれども、エビデンスに基づいた目標になっているとは思えません。しかし、目標は財務省として決められるような話ではないので、先ほど申し上げたように国全体として、全体の事業の中でどの省庁がその中

で何件の非違発見をするべきなのかということをもまず決めた上で、それに対しての成果の実績を図るべきだと思いますけれども、今のやり方は、エビデンスベースになっているとはとても思えないものなので、再検討する必要があると思います。

以上です。コメントです。

○持永委員 河村委員の御発言をはじめとして、この公開プロセスで何を取り上げられるか、あと、事前勉強会を通じて、我々もいろいろと考えさせられるところがありました。アトキンソン委員の御発言も見方を変えれば、ちょっと違った見え方があるのかなと個人的には思っています。短期アウトカム、長期アウトカムで、今までの御説明の中でゾーンディフェンスに近いものかと思っています。分かりやすいところで、例えば水際押収量を一滴の水も漏らさないような形でやられるのであれば、海外航空旅客ですとか、ほかの手段で多分入ってくるでしょう。ですから、全体としてのリスクの一部分を消そうとすると、ほかのところにリスク、手薄なところが狙われてしまうことを考えると、ゾーンディフェンス的なことを考えると、短期アウトカムとして、関税局監視課として、持ち場としての職責、前期の非違発見件数を上回るような目標を設定する、これは意味があるのかなとは個人的に思っています。と同時に、長期アウトカムに関しては、河村委員、梶川委員、そしてアトキンソン委員からもあったのですけれども、国全体、関係省庁で連携しながら、全体としての密輸入量を阻止する、防止する、削減する、そういう形で取り上げられると、リスクはどんどん変わり得ますので、資料の中にもありました貨物が急増して手口が巧妙化する、それはリスクの間隙を突こうとしている先方の悪い企みがありますので、ゾーンディフェンスを行っていかれる、その中での関税局監視課としての埠頭監視カメラの役割があるのかなと個人的には思いました。コメントでございます。

○馬場監視課長 各委員の御指摘、ありがとうございます。政府全体として薬物に対しての水際取締りは内閣官房の方と、薬物乱用対策推進会議がございまして、5か年計画を立ち上げて、その下に取り組んでいるという意味では大きな枠組みがありまして、その中でも水際の手締りが特別にあって、どちらかという言葉ではあるのですけれども、取組方針が示されていると。その実現に向けて税関としては頑張っているというところであるかと思っています。

また、持永委員のおっしゃられたゾーンディフェンスという考え方、まさに水際において機器を入れているところですが、大きく分ければ取締機器と検査をするための機器があるのですけれども、取締を行う方の機器は委員がおっしゃられる、まさにゾーン

ディフェンスに貢献するようなものであるところではございます。確かに、こういった指標をとって図るのかということは、これまでもずっと頭を悩ませた結果、とれるもの、特に公に数値として出すことが難しい点も非常にございますので、その中で出せるものとして非違の発見件数を短期アウトカムにして、また、長期アウトカムでは水際でどれだけ止めているかという割合を出す形にして、そこは一定の評価ができるのではないかという考え方のもとで設定させていただいているということが現状なのかなと思っております。

○上村委員 長期アウトカムについてコメントしたいと思います。不正薬物の水際押収量の割合を過去5年の平均よりも増加させることになっています。他の委員も考えられているかもしれませんが、他のルートを押収量が増減すると当然ながら水際押収量の割合も変化してしまうわけで、この事業だけではコントロールしにくい指標であることは留意しないといけないと思います。これが1点目です。

あと、短期アウトカムの非違発見件数を増やすようにカメラ台数を増やすということをやっているわけですが、どこかの段階で頭打ちになります。頭打ちになるということは、長期アウトカムの割合も低下するおそれがあるということだと思います。短期アウトカムを増やすために頑張ったのだけれども、長期アウトカムが低下する局面が出てくるかもしれないということで、皆さんが目標、想定している動きを長期アウトカムがするのかどうかということが私は気になりますけれども、いかがでしょうか。

○馬場監視課長 ありがとうございます。上村委員の御指摘のとおりで、長期アウトカムについてはコントロールできない部分が非常に大きいと考えております。水際で税関が止めたところも、実際は密輸の入ってくる量の全体にも関係するので、大きく言えばそこもなかなか、トレンドによるかもしれないところもありますし、全体の数字は各省庁が国内における摘発、押収した量と水際で押収した量、基本的には足し合わせた中での割合という形にしているのですけれども、御指摘の点はそのとおりかなと考えております。

短期アウトカムにつきましても、頭打ちになるおそれがあるのではないかという御懸念についても、そこは承知しているところではあるのですけれども、当面というか、足元の数字を見る限りにおいては、有効と言えるのかという点はあるのですけれども、現状ではまだ使え得る指標ではないのかなと解釈しているところでございます。

○上村委員 ありがとうございます。短期アウトカムは皆さんが努力して、ある程度成果が上がるものを置くべきだと思うので、ほかの委員も言われていますが、いいアウトカムを選ぶことは結構難しい事業かなと思います。とりあえずこれで置いてみたということか

など認識しますし、暫定的にこういうアウトカムで図ってみることはそんなに悪くないかなと私自身は思っています。

○尾花委員 論点2について質問があります。効率的な配備ができているかという点で資料をつけていただいていて、幾つか随意契約の公募という形の調達があるかと思います。

これはどんな場合を想定されていますでしょうか。

○馬場監視課長 随契の方は再リースの事案になります。6年ぐらいまで本契約があって、それを再リースするときには随意契約という形になっております。

○尾花委員 事前勉強会のときに、国庫債務負担行為の場合、入札人数は書いていないけれども、ほぼ複数応札が確保できていると伺っていて、それはとてもいいことだと思ったのですが、これらの落札者を全体的に見ると、住友系がリースして、住友系が運営して、住友系が保守していると大きく読めてしまうのですけれども、合っていますでしょうか。

N E Cは住友系なので。

採用できるかどうかは分からないのですけれども、近頃、防衛省が、P B L、パフォーマンス・ベース・ロジスティクスといって、「借ります」で1つの事業にし、「運営します」で1つの事業にし、「保守します」で1つの事業にして、分割発注するのではなくて、海岸線の埠頭監視カメラが365日24時間、こういうパフォーマンスが確保されている状態を維持させるという形で調達をし、全体のコストを縮減しようという方法をとられているようです。それが航空機みたいな非常に高いものに適する調達方法なのかもしれない、埠頭監視カメラのようなものが合うかどうかは分からないのですが、分割発注によって効率的な調達ができているのであれば、役務によって得られる成果自体を競争していただいて調達するという方法も一部の省庁では取り入れているようなので、例えばこういった埠頭監視カメラはそのような調達方法の適用対象にならないのかなと思ひまして、将来にわたって検討するのはどうかなと考えましたけれども、いかがでしょうか。

○馬場監視課長 尾花委員、ありがとうございます。大変貴重な意見かと思ひます。今御指摘の点を踏まえて考えていきたいと思ひます。

○尾花委員 もう1点あるのですが、カメラ等のI T製品の技術の発展は著しくて、結局調達側には情報がなく、市場に情報があるということが現状だと思ひます。そういった場合に、今とれる方法としては事前の意見招請と仕様書に対する意見招請をとることだと思うのですけれども、いっそのこと、予算決算及び会計令には反するのですが、企画競争で、例えば1億なら1億でいいから、すばらしいものを出してくれという形で調達するという

ことを何年かに1回やることによって最新の技術を税関が知るという方法は無理なのではないかという質問をさせていただきたいと思います。

○馬場監視課長　ありがとうございます。調達のプロセスにおいては、我々も複数入るように意見招請とかは行っておるところでございます。あと、委員が御指摘の企画競争がいいのかどうかという話はあるかと思うのですが、他方、関税局、税関の取組としましては、スマート税関構想の中で先端技術をいろいろ勉強していこうという動きもあって、これは国内のベンダーさんだけではなくて、海外で機器のコンファレンスもあるのですけれども、いろいろなルート、機会を通じながら、そういうところにアンテナを張ることができるかなと思います。関税局においては新しくA I D Xセンターも機構として立ち上げているところですが、そこが1つの大きなタスクというか、仕事も業務もやるところになっております。

○堀田審議官　議論を進めながらではございますが、そろそろコメントシートの御入力をお願いいたします。机の上に設置しておりますノートパソコンに入力いただきますようお願いいたします。入力がお済みになりましたら、お席の後ろにおります事務局の者にお知らせくださいますようお願い申し上げます。

質疑、議論、もう少し時間がございますが、その終了後に有識者の皆様にはお一人2分程度で御自身のコメントを発表していただきたいと存じますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

進藤大臣政務官でございますが、この後、別の公務がございますので、恐縮ではございますが、ここで退席をさせていただきます。

○尾花委員　主要な議論ではないと思うのですが、皆様が入力中の間、教えていただきたい点があります。今回この事業をウェブサイトで調べているときに、自民党の議員の方が、こういった重要なものを中国製の製品で調達していいのだろうかと憤りを持って書かれているものを拝見したことがありました。有事の際、カメラ自体がA Iを搭載したり、ネットにリンクするわけだから、ハッキングされたり、何か特別な装置を入れられたりしていたら監視の点で全く意味がないのではないかという御懸念だったようですが、本論の議論とは少々違うのですけれども、セキュリティの関係からどんなことを御検討になっているか、もし今お考えがあれば教えてください。

○馬場監視課長　一般的に情報セキュリティの関係は調達のプロセスの中にしっかり取り込まれるということが今のプロセスになっておりまして、N I S Cのところの意見を求め

ながら調達を行っているところでございます。基本的にはセキュリティの観点、安全の観点から大丈夫だということで配備を進めているところでございます。

○住友監視課課長補佐 補足をさせていただきます。税関の機器の運用につきましては、ネットワークに接続しない形、スタンドアローンで運用しておりますので、その点でも確保していると御理解いただければと思います。

○堀田審議官 そのほか、皆様から特に追加で御意見、御質問等はございませんでしょうか。

皆様、コメントシートに御入力いただきましてありがとうございます。

それでは、外部有識者の皆様方からコメントを発表していただきたいと思います。順番は梶川委員、アトキンソン委員、上村委員、尾花委員、河村委員、持永委員の順とさせていただきます。恐れ入ります、梶川委員、お願いいたします。

○梶川委員 それでは、コメントです。この行政事業レビューの枠を超えるのですが、当該事業の効果、埠頭監視カメラのことですが、当該事業の効果は抑止効果もあり、単独で測定することは困難なところもあると思うと。本来、政府全体として薬物汚染の実態の把握に努め、その上で海上保安庁、厚労省、警察庁等の連携において対策を検討し、その効果を検討すべきであると。したがって、実態が推計できる社会統計の整備を諸外国等の事例も参考に検討し、薬物汚染対策事業全体での効果を測定する成果目標を策定してほしいということでコメントとさせていただきました。

○堀田審議官 ありがとうございます。続きましてアトキンソン委員、お願いいたします。

○アトキンソン委員 繰り返しになりますけれども、行政事業レビューとして縦割り行政にとらわれることなく、ほかの省庁が実施している関連する事業も含めて総括的にレビューを行うべきと考えます。2024年度の成果目標116件に十分なエビデンス、根拠があるとは思えません。本来はこの問題を徹底的に研究して、どの省庁がどの戦略を実施して、エビデンスに基づいて成果目標を決定するべきと考えます。

以上です。

○堀田審議官 ありがとうございます。続いて上村委員、お願いいたします。

○上村委員 3つあります。第1点です。短期アウトカムについて、限界的な埠頭カメラの台数の増加と限界的な非違発見件数の増加はプラスの相関関係にあるため、もちろん他の要因も大きく関係していることは間違いないが、これらが因果関係であると仮定すれば、

現時点ではカメラ台数の増加が成果をもたらす局面にあると考えられる。ただし、カメラ台数の増加は常に成果をもたらすものではないため、常に限界的な成果が上がっているかのチェックが必要である。短期アウトカムとして非違発見件数の増減を追加しても良いかもしれませんが。

2点目、長期アウトカムについて、港湾ルート以外のルートの押収量が増えると指標が変化してしまい、本事業がコントロールしにくい指標になっていることは留意しなければならない。また、短期アウトカムの非違発見件数が頭打ちになってしまうと長期アウトカムの割合を低下させてしまう。したがって、これらの短期・長期のアウトカムはカメラ台数と非違発見件数の限界的な因果関係があることが前提であり、その前提が崩れたときは別のアウトカムを設定しなければならない。

3点目です。特に短期アウトカムについては、本事業に関わる方々にとって分かりやすく、努力すれば成果を上げることができる指標を持ってくる必要があると考える。確かに他の省庁による成果を区別できないことや抑止力としての埠頭カメラの成果を測定できないなど、現時点のアウトカムには課題があるが、ほかに良い代替案がなければ、特に短期アウトカムについては暫定的な指標として採用できると考える。

以上です。

○堀田審議官 ありがとうございます。続きまして尾花委員、お願いいたします。

○尾花委員 4点あります。短期アウトカムについては今まで委員がおっしゃったようにカメラ配備自体が防遏効果を持つとか、摘発件数の前年度比の差異が著しいとか、他省庁も同様なカメラを配備しており、税関の埠頭監視カメラのみの効果の測定が難しいことから、非違発見件数のみではなく、複数年の平均件数とか押収量等、複数の指標も検討していいのではないかと考えました。

2点目は、密輸リスクの高い要注意地域を仕出地とする船舶の入港実績が多い港等に配備されており、効果的な配備ができていると思います。ただ、以前も申し上げたとおり、カメラを配備している海上保安庁、港湾を持つ地方自治体とも協力して不開港の港や海岸線を含めて視認範囲の拡大に努めて、国民の資産であるカメラの有効利用に努めていただければと考えました。

あとは、カメラ等のIT資産の技術の発展は著しいので、税関が最新技術を把握することは難しいというか、苦勞をされているものと推測されます。現状できる手続としては意見招請等だとは思いますが、大胆に企画競争をして、同じお金ですばらしいものを一旦

調達するという手法も考えていいのではないかと感じています。調達については複数応札が一定数確保できており、効率的な調達ができていると思われます。

最後ですけれども、効率的な調達やライフサイクルコストの縮減のためには、業務を分割して複数年にわたり調達するのではなくて、役務の提供に得られる成果自体に主眼を置いて調達するPBLみたいなものも、こういった複数年にわたって調達する機器については検討できるのではないかと考えました。

以上です。

○堀田審議官 ありがとうございます。それでは河村委員、お願いいたします。

○河村委員 水際取締りを強化し、密輸を阻止する上で、埠頭監視カメラは重要な役割を果たしていると思いますが、同じ目的の達成のためには大型X線検査装置等の他の装置もあると。EBPMの観点からは、埠頭監視カメラ単独での非違発見件数といったアウトカムが水際取締りの強化という政策目的達成のためにどれだけ寄与しているのかは判然としないと。また、埠頭監視カメラ設置による抑止効果もあることを考えれば、非違発見件数が単純に増えれば良いというものでもないのではないかと思います。

また、この非違の発見の上でも埠頭監視カメラといった固定設備だけではなく、昨今はドローンといった新たな手段を活用することも可能になっていますので、厳しい財政事情で予算が限られる中で、こうした新たな手法についても効果やリスク等を確認しつつ、柔軟に予算を振り向けられる仕組みを考えるべきではないかと思います。

従前、固定設備ごとに事業を設定し、予算要求していたものをEBPMの観点から広く水際取締り強化のための事業として設定し、全ての固定設備やドローン等の予算をその下にセグメント事業のような形でぶら下げて、長期アウトカムはこれらの事業全体で効果を把握して、各手段への予算を柔軟に配分できるようにすべきではないかと考えます。こうした事業設定は、ほかにはあまり例がないかもしれないのですけれども、財務省にはぜひほかの府省の模範ともなるように、EBPMに即した事業設定の取組をお願いしたいと思います。

以上です。

○堀田審議官 ありがとうございます。それでは持永委員、お願いいたします。

○持永委員 2つございます。短期・長期アウトカムの各指標は本事業の目的である違法薬物等の密輸入を防止・阻止していることを表現する非違発見件数及び水際の押収量を直接的に対象としておりますので、指標としておおむね適切であると考えられます。ただし、

長期アウトカムにつきましては、関係省庁との連携を密にして国全体としての違法薬物の密輸の阻止を強固にする指標の採用を検討してほしいと考えています。

2つ目です。輸入貨物が急増し、密輸手口が巧妙化しているが、予算額が横ばいでありながらも再リース等の調達活動の改善を行うことによって、担当局として密輸リスクを適切に対応することによって非違発見件数が遡増していることは、効果的・効率的な水際取締りを行っていると考えます。

以上でございます。

○堀田審議官 ありがとうございます。

とりまとめコメントでございますが、梶川委員、よろしゅうございますでしょうか。

それでは、とりまとめコメントの案をとりまとめ役の梶川委員に発表していただこうと思います。とりまとめコメントについては机上のディスプレイ、会場のスクリーンにも表示させていただきます。皆様には御意見があれば後ほど述べていただきたいと思います。御意見があった場合には、必要な修正を加えたとりまとめコメントを再度発表していただきたいと存じます。それでは、梶川委員、お願いいたします。

○梶川委員 それでは、埠頭監視カメラ整備等経費について、先ほど私も含め6名の委員より発表したコメントをとりまとめコメントといたしまして発表させていただきます。

不正薬物をはじめとする社会悪物品の取締りは、税関では埠頭監視カメラのほか、様々な手段を複合的に組み合わせて行われている。さらに税関は海上保安庁、警察庁、厚生労働省等、他の組織とも連携して取締りに当たっている。

このように行われている税関の水際取締りの政策効果をEBPMの観点から諸外国の様々な取組も参考としつつ、政府全体の中での役割も踏まえながら、税関での施策ごとに把握するために最適な事業範囲を検討することも重要ではないか。

埠頭監視カメラには非違発見のほか、密輸入抑止の効果もあるものの、抑止効果の計測は困難であり、国内流通の実態を正確に把握することも難しいことから、定量的な最適なアウトカムの設定が難しい。

そうしたなか、当局は様々な工夫を重ねながら摘発につなげており、また、埠頭監視カメラの設置台数と非違発見件数には正の相関があるようにも見受けられることなどから、摘発実績をアウトカムに採用する意義はある。摘発の件数のみならず、量なども採用することも考えられる。

AIやドローンなど、デジタル技術の進歩を踏まえた効果的な取締り手法を取り入れて

いく検討も必要。

また、埠頭監視カメラによる密輸入防止の効果について、どのようにアピールしていくかということもとても重要である。

以上、とりまとめコメント案とさせていただきます。

この案につきまして、皆様の御意見を踏まえてということでございますが、何か、ここは修正してほしいということがおありであれば御発表いただければと思うのですけれども、よろしいですか。

それでは、この案をもちまして、とりまとめコメントとさせていただきます。

以上、皆様、御協力ありがとうございました。

○堀田審議官 梶川委員、ありがとうございました。

ただいまのとりまとめコメントを踏まえまして、関税局から御発言があればお願いいたします。

○馬場監視課長 本日は委員の皆様から多数の貴重な御意見をいただきまして、誠にありがとうございました。とりまとめいただきましたコメント、また、いただきました御意見等を踏まえつつ、より一層、効果的・効率的な埠頭監視カメラの活用を通じて厳格な水際取締りに努め、税関の使命を的確に果たしてまいりたいと考えております。今後とも御理解、御指導のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○堀田審議官 関税局から発言がございましたが、私ども行政事業レビュー推進チームといたしましても、しっかりと対応するようフォローしていきたいと考えております。

続きまして、財務省行政事業レビュー推進チームのE B P M推進責任者であります政策立案総括審議官の目黒より御挨拶を申し上げます。

○目黒政策立案総括審議官 目黒でございます。本日は対象事業となりました関税局の埠頭監視カメラ整備等経費につきまして、E B P Mという観点からも事業の課題や問題点でありますとか、適切な指標設定の方向性、さらには事業設定の在り方など、有識者の皆様方からそれぞれ貴重な御意見、御示唆を賜りまして、誠にありがとうございました。

E B P Mという点につきましては、政府全体といたしましても、この行政事業レビューを組織的なE B P M実践の場として活用するという取組が昨年度から引き続き進んできているところでございます。政策の立案改善、あるいは予算編成といった意思決定プロセスでこれを活用していくことでE B P M、エビデンスに基づく政策立案というものの基礎を築いていくとされております。財務省といたしましても、本日の公開プロセスでいただい

た御意見も踏まえ、EBPMの手法、視点というものをさらに活用していくことで、レビューシートの品質管理に引き続き取り組んでまいりたいと考えておりまして、それにより政策の目標、課題というものを国民の皆様に対してより分かりやすい形で示せるよう努めてまいりたいと考えております。どうぞ引き続きよろしく御指導のほどお願い申し上げます。

私からは以上でございます。

○堀田審議官 それでは、最後に大臣官房長の宇波から御挨拶を申し上げます。

○宇波大臣官房長 官房長の宇波でございます。本日はお忙しい中、御議論を賜りましたこと、厚く御礼を申し上げます。ありがとうございました。

有識者の皆様方からは本日、埠頭監視カメラ整備等経費に関して事業の課題や問題点等について多くの貴重な御意見を賜ることができました。財務省としても、いただいた御意見も踏まえまして改めて本事業の改善や見直しにつなげ、来年度予算の概算要求に反映させるとともに、行政事業レビューシートを予算編成過程で積極的に活用していきたいと存じます。

また、本日、行政事業レビューの枠組みを超える、もっと大きな御議論もございました。政府全体の薬物乱用対策における政策立案等の議論においても本日いただいたような御指摘を踏まえまして、財務省として取り組んでまいりたいと考えております。本日は誠にありがとうございました。

○堀田審議官 ありがとうございました。

それでは、財務省行政事業レビュー公開プロセスをこれで閉会させていただきます。

皆様には御多忙のところ御出席をいただきまして、誠にありがとうございました。

午後 3 時 17 分 閉会